

第2期長浜市スポーツ推進計画(案) パブリックコメントの結果概要

・対象計画	第2期長浜市スポーツ推進計画(案)
・実施期間	令和7年12月17日から令和8年1月16日(31日間)
・意見提出方法	LoGoフォーム、電子メール、郵送、ファクシミリ又は窓口
・意見提出者	2人 7件
・意見概要等及び意見に対する見解	以下のとおり

連番	ページ	項目	意見概要	意見に対する市の見解
1	20	2 スポーツ活動の充実(中学生～高校)	部活動の地域展開に向けて 1.人口減少・少子化への対応として 地域クラブの維持が困難、部活動地域移行の受け皿不足、指導者確保の難しさなど計画案では現状分析はされていますが、人口減少が加速する中で「どの程度の規模でスポーツ環境を維持できるか」という現実的なシミュレーションの記述として、追加記載をしていただきたい。 ①学校区単位ではなく“圏域”単位のスポーツ拠点設計 ②交通手段の課題に対する支援策	子ども達が活動する地域クラブについては、生徒数、子ども達のニーズ、中学生を受け入れていただける既存クラブの配置等を考慮し、ご提案にあるように、種目ごとに圏域単位の配置を検討していく予定です。 また、指導者の確保や参加者の移動手段については、上記の地域クラブの配置も併せて、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月)」に基づき、本市の実情等を踏まえながら、「長浜市中学生部活動地域展開推進計画」の策定において検討し、子どもたちが多様な活動を体験できる機会の確保と、将来にわたり活動を継続して取り組むことができる地域クラブの仕組みづくりを進めていくため、当該計画には個別具体的な記載はせず原案のままとします。(教育指導課部活動改革推進室)
2	20	2 スポーツ活動の充実(中学生～高校)	部活動の地域展開に向けて 2.移動支援(送迎バス・交通費補助)の制度化 コミュニティバスのスポーツ対応ルートを設定して交通アクセスの向上を図る、スクールバスの兼用、乗り合いタクシーの補助や自転車通行の安全対策(該当・路肩整備)について検討していただきたい。	
3	20	2 スポーツ活動の充実(中学生～高校)	部活動の地域展開に向けて 3.指導者・地域クラブの不足 どれだけの指導者が必要なのか、どのように確保するのか、報酬体系や負担軽減策はどうするのかといった実務的な部分を記載していただきたい。その上で以下を検討願う。 ①必要人数の試算を載せる ②指導者を市が雇用する方式にする	
4	24	基本方針2 スポーツを支える環境の整備	スポーツを支える環境を整備するために、施設をどう維持していくのが明確にするべきだと考えます。 1.財源の見通し 計画案では施策の方向性は示されていますが、必要予算の規模、財源の確保の方法、優先順位の明確化などを明示していただきたい。	スポーツ施設の基本方針及び整備計画については令和6年4月に策定した「長浜市スポーツ施設整備基本計画」に記載しており、計画的に進められるよう国庫補助金等の確保に努めます。
5	24	基本方針2 スポーツを支える環境の整備	スポーツを支える環境を整備するために、施設をどう維持していくのが明確にするべきだと考えます。 2.スポーツ実施率向上の目標が高めで、達成可能性に疑問がある。「どの施策がどれだけ効果を生むのか」という根拠が弱く、達成可能性に不透明感があるので、しっかりその点を記載していただきたい。	目標達成に向けた根拠については、特定の施策のみに依存するのではなく、あらゆる施策を複合的に組み合わせることによって生まれる相乗効果を見込んで設定しております。 施策ごとの個別の効果測定については、現時点では困難であるため記載しておりませんが、今後の事業推進の中で各施策の進捗を適切に管理・分析し、目標達成に向けた実効性を確保してまいります。
6	24	基本方針2 スポーツを支える環境の整備	スポーツを支える環境を整備するために、施設をどう維持していくのが明確にするべきだと考えます。 3.参考資料として資料の添付をしていただきたい。 ①種目ごとの受け皿団体の正確な数 ②長浜市のスポーツ施設と対応種目 ③スポーツ推進委員会やスポーツ協会、文化スポーツ振興事業団など、既存の関係団体の組織図や体制 ④人材育成や人材バンクの資料の明記	参考資料の添付については以下のとおりとします。 ①受け皿団体につきましては現在調査を進めている段階であり、現時点では正確な数を示す資料は作成しておりません。 ②スポーツ施設の利用形態や対応可能な種目が多岐にわたることに加え、今後の運営方針や利用状況等により変更が生じる可能性があることから、本計画に添付資料として掲載することは予定しておりません。なお、市内スポーツ施設の概要や利用可能な種目等につきましては、市ホームページや各施設の案内等において、引き続き分かりやすい情報提供に努めてまいります。 ③ご意見を踏まえ、29ページ(3)スポーツ団体・指導者の役割に関係団体の役割を追記する修正を行います。 ④対象となる人材の範囲や登録内容、運用方法等が多岐にわたり、また、今後の制度設計や運用状況により変更が生じる可能性があることから、本計画において資料として具体的に明記することは予定しておりません。
7	21	5 スポーツ活動への参加の促進(しょうがい者)	障がいのある家族として、誰もがスポーツに親しめるまちを目指す考えに心強さを感じています。一方で、子どもや家族がスポーツをしたいと思っても、障がいの特性を理解し、安心して任せられる指導者が身近にいないことがあります。計画の中に、障がいのある方を支える指導者の育成についても盛り込んでいただければ、継続してスポーツに参加できる環境が広がると感じています。	ご意見を踏まえ、しょうがい者スポーツの指導者育成を進められるよう、21ページ 5「スポーツ活動への参加の促進(しょうがい者)」に「しょうがいのある方が継続的にスポーツに親しむことができるよう、参加機会の充実に加え、しょうがいの特性を理解した指導者の育成を進め、安心して活動できる環境づくりを推進します。」の文言を追記する修正を行います。